

滋 住 第 980 号
令和6年(2024年)8月20日

公益社団法人 全日本不動産協会
滋賀県本部本部長 様

滋賀県土木交通部住宅課長

滋賀県営住宅 指定管理者の募集について

平素は、本県の住宅行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、滋賀県では、平成24年度より県営住宅の管理に「指定管理者制度」を導入しています。

つきましては、今般、別紙のとおり、令和7年度からの指定管理者の募集を行いますので、ご了知いただきますとともに、貴会員へのご案内をお願いします。



【担当】

滋賀県土木交通部住宅課
公営住宅管理係 物部

電話：077-528-4234

MAIL：koujyu-kanri@pref.shiga.lg.jp

指定管理者の募集について

滋賀県営住宅について、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり募集します。

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営住宅（41団地、156棟、2,866戸（令和6年12月1日現在））
- (2) 所在地
大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市、高島市の12市
- (3) 施設の設置の目的
県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的とする。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 入居者の募集、入居および退去の手続に関する業務
- (2) 家賃等の収納に関する業務
- (3) 納付遅延者等への指導および連絡等に関する業務
- (4) 入居者への指導および連絡に関する業務
- (5) 県営住宅等の維持および修繕に関する業務
- (6) その他、知事が必要と認める業務

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和6年8月20日（火）から10月1日（火）までの間、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス（事業者の方＞入札・売却・指定管理＞指定管理）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/sitei/>

また、滋賀県庁新館6階 土木交通部 住宅課 公営住宅管理係においても配布します。

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

- (2) 問合せ先：滋賀県土木交通部住宅課公営住宅管理係 電話 077-528-4234

6 公募説明会

令和6年8月28日(水)午前10時から滋賀県庁北新館5階 5-C会議室(大津市京町四丁目1-1)において公募説明会を行います。

その後、午後2時から県営住宅神領団地で現地見学会を実施します。

7 申請の手続

(1) 受付期間および受付方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

持参の場合は令和6年9月30日(月)から10月1日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除きます。)の午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除きます。)とします。

なお、郵送の場合は、書留とし、令和6年10月1日(火)午後5時必着とします。

(2) 受付場所 滋賀県土木交通部住宅課公営住宅管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4234

8 その他

詳細は、滋賀県ホームページより募集要項をご覧ください。